

津山市監査委員告示第1号
令和3年5月10日

地方自治法第199条第14項の規定により令和2年度定期監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実
津山市監査委員 近 藤 吉一郎

【監査対象課名 納税課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ①	<p>廃棄済みのパソコン一式が備品台帳に登録されたままになっていた。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正に管理されたい。また、カメラにラベルなどの標識票の表示がなかった。同規則第29条及び第34条第1項の規定に基づき標識票を表示し、備品台帳との対照点検のうえ保管されたい。</p>	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	<p>パソコンについては、廃棄時に備品台帳からの抹消作業が行われていなかったが、すでに抹消入力済みである。カメラについては、指摘後にラベルの貼り付けを行った。今後は、津山市物品会計規則に基づき適切に処理する。</p>	

【監査対象課名 市民窓口課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ①	<p>収納金現金出納簿では証明手数料を収納した当日に指定金融機関へ払い込んだ旨の記載がされていたが、実際は翌日に払い込まれていた。また、同出納簿は古い様式を使用していた。津山市会計規則第23条の規定に基づいた収納金現金出納簿を使用し、適正な事務処理をされたい。</p>	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	<p>証明手数料収入日を翌開庁日の指定金融機関への入金日と錯誤していたので修正した。様式については、指摘後に現行様式へ変更した。</p>	

【監査対象課名 環境生活課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ①	<p>郵便切手受払簿の記入漏れなどにより記載残高と実際の郵便切手等の保有枚数が一致していなかった。郵便切手受払簿は、津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき常に現品と照合し、保管の状況を明らかにされたい。</p>	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	<p>常に受払簿の残高と現品との照合を行い、受払簿への記入漏れなどをなくすよう管理を徹底する。</p>	

【監査対象課名 環境生活課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ②	備品登録した監視カメラ3台(平成30年度取得)など複数の備品にラベルなどの標識票の表示がなかったほか、公害用振動計1台(平成元年度取得)は現物の確認ができなかった。津山市物品会計規則第29条及び第34条第1項の規定に基づき標識票を表示し、備品台帳との対照点検のうえ保管されたい。また、物品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	備品の標識票を点検し、表示ができていなかったものについては、ラベルの貼り付けを行った。また、公害用振動計については、使用不能となったため、すでに廃棄処分をしていたが、物品不要決定の手続きができていなかった。今後は、津山市物品会計規則に基づき、適正に廃棄処理を行うよう徹底する。	

【監査対象課名 環境生活課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ③	津山市交通安全対策協議会補助金は補助金額の確定及び補助事業者への通知がされていなかった。津山市補助金等交付規則第9条の2の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	津山市補助金等交付規則に則った処理がされていなかったため、今後は漏れなく補助金額の確定と補助事業者への通知を行う。	

【監査対象課名 環境生活課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ④	犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料に係る収納金現金出納簿では指定金融機関への払込金額、差引残高等の記載漏れや記載誤りがあった。また、同出納簿は古い様式を使用しており、複数人による確認がされていなかった。津山市会計規則第23条の規定に基づいた収納金現金出納簿を使用し、適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	津山市会計規則に規定された収納金現金出納簿を使用することと併せて、記載漏れや記載誤り等のミスを防ぐため、複数人での確認を徹底することとした。	

【監査対象課名 環境生活課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ⑤	<p>狂犬病予防注射済票交付手数料では令和2年3月31日に収納したものを翌日に指定金融機関へ払い込む際、令和元年度会計に歳入するべきものを令和2年度会計に歳入していた。地方自治法施行令第142条第1項第3号の規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	<p>年度替わりの時期の手数料の受取や払い込みについては、会計年度を十分に確認したうえで適正に執り行うこととした。</p>	

【監査対象課名 環境生活課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ⑥	<p>狂犬病予防法関係業務委託に係る犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料を委託先から収納して指定金融機関へ払い込むまでの期間が長いものでは66日を要していた。また、それらの収支が収納金現金出納簿へ記載されていなかった。津山市会計規則第23条及び第24条第1項の規定に基づき、現金を収納したときは収納金現金出納簿により整理し、収納の日又はその翌日に指定金融機関に払い込むよう適正な事務処理をされたい。</p>	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	<p>時日を要していた確認作業の事務の効率化を図り、津山市会計規則に規定された期日中に入金を行い、収納金現金出納簿に確実に記載を行うこととした。</p>	

【監査対象課名 環境生活課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ⑦	<p>緊急安全措置実費負担金では、平成30年度現年度分の未収金に係る令和元年度過年度分の調定が令和元年4月1日にされていた。同未収金は、津山市会計規則第38条第1項の規定に基づき令和元年6月1日以降速やかに調定されたい。</p>	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	<p>新規発生した未収金の次年度調定については、今後、決裁に該当の会計規則を添付することで、適正に調定を行う。</p>	

【監査対象課名 環境事業課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ①	備品登録した監視カメラ4台(平成26年度取得)にラベルなどの標識票の表示がなかった。津山市物品会計規則第29条及び第34条第1項の規定に基づき標識票を表示し、備品台帳との対照点検のうえ保管されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	備品登録した監視カメラ4台(平成26年度取得)にラベルの標識票の表示を行った。	

【監査対象課名 医療保険課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ①	国民健康保険係では異なる歳出科目で購入した郵便切手等を同一の郵便切手受払簿で管理していた。地方自治法施行令第150条第1項第3号では歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することと規定されており、それに伴う郵便切手等は歳出科目別に分けて適正に管理されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	切手受払簿の管理について、令和3年度から各歳出科目別に管理し、常に状況把握できる仕様に変更した。	

【監査対象課名 医療保険課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ②	登録備品のうち設置場所が医療保険課となっているカメラ(平成元年度取得)など現物の確認ができない備品が複数あった。また、設置場所が健康増進課となっているワイヤレスアンプ(昭和59年度取得)は故障して使用できない状態であり、健康医療大百科(平成4年度取得)は情報が古く使用に値していないものだった。津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき備品の現在高をもれなく確認し、当該備品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	備品台帳と現物の確認を3月中に改めて実施した。現物の確認ができないものは、使用不能によりすでに廃棄済みであったが、物品不用決定の手続きができていなかったため、改めて手続きを行った。故障又は古く使用に値しないものは、使用できないことを再度確認し、物品不用決定手続きを行った。設置場所が異なるものは、状況に応じ所管換手続きをした。今後の適正な事務処理に向けて、庶務担当及び担当係長による確認体制を強化することとした。	

【監査対象課名 商業・交通政策課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ①	市営阿波バス運行業務及び勝北地域巡回バス運行管理業務に係るバス使用料の徴収事務をバス運行委託業者に委託する際に、会計管理者への合議がされていなかった。津山市会計規則第41条第1項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	指摘後、改めて出納室及び会計管理者へ合議を行った。今後は適正な事務処理に努めていく。	

【監査対象課名 商業・交通政策課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ②	勝北地域巡回バス運行管理業務委託では、日額 15,000 円の単価契約で予定価格が 2,955,000 円であるが、委託契約時に財政部長への合議がされていなかった。津山市予算規則第24条第1項第7号の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	指摘後、改めて財政課及び企画財政部長へ合議を行った。今後は適正な事務処理に努めていく。	

【監査対象課名 商業・交通政策課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ③	令和2年4月の機構改革に伴い使用しなくなった「産業経済専用津山市長之印」及び「津山市産業経済部長之印」の廃止手続きがされていなかった。津山市公印規則第4条第2項及び津山市物品会計規則第17条第1項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。また、機構改革に伴う財務会計システムの物品の異動登録ができていないので早急に整理されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	使用しなくなった公印については、廃止手を完了し、物品については、財務会計システムに異動登録を行った。	

【監査対象課名 商業・交通政策課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ④	普通財産「山下98-2」の土地について、土地台帳の副本が整備されていなかった。津山市公有財産取扱規則第17条第5項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。また、当該土地に係る公有財産貸付契約が課長決裁で行われ、併せて本来行政財産に対して交付する使用許可証が交付されていた。公有財産取扱規則第26条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	土地台帳の副本は整備した。また、公有財産貸付契約は市長決裁とし、使用許可証の交付は取り消した。今後は適正な事務処理に努めていく。	

【監査対象課名 商業・交通政策課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ⑤	津山市経済振興対策事業ほか複数の事業に係る補助金は、補助金額の確定及び補助事業者への通知がされていなかった。津山市補助金等交付規則第9条の2の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	補助金額の確定を行い、補助事業者へ通知した。	

【監査対象課名 仕事・移住支援室】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ①	所管する複数の施設に係る備品台帳では、登録備品の設置場所が記載されていないものや古い施設名のままのものがあつた。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき常に現品と照合し、保管の状況を明らかにされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	指摘のあつた設置場所が記載されていないものや古い施設名のままの登録備品については、現品を確認済みであり、備品台帳を訂正するよう徹底した。	

【監査対象課名 仕事・移住支援室】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ②	公有財産台帳の副本が整備されていなかった。津山市公有財産取扱規則第17条第5項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	公有財産台帳の副本を整備し、図面及び登記事項証明書なども添付した。	

【監査対象課名 観光振興課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ①	郵便切手受払簿の記入漏れにより記載残高と実際の郵便切手等の保有枚数が一致していなかった。郵便切手受払簿は、津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき常に現品と照合し、保管の状況を明らかにされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき、適正に事務処理を行うよう徹底した。	

【監査対象課名 観光振興課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ②	廃棄した冷蔵庫(平成15年度取得)及び観光六法(平成元年度取得)が備品台帳に登録されたままになっていた。また、閉園した幼稚園から移設した冷蔵庫について所管換えの事務処理ができていなかった。津山市物品会計規則第16条第1項及び第24条第2項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	当該備品について廃棄及び所管換えの事務手続を行った。	

【監査対象課名 文化課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ①	市が事務局をしている外郭団体の会計事務において、現金領収時に市の現金領収書を交付していた。同団体の会計に係る現金領収の際は同団体名の現金領収書を交付するよう改められたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	市の現金領収書の返還を求め、団体領収書を交付して対応済み。今後は、適正に処理をするように改めた。	

【監査対象課名 文化課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ②	郷土博物館及び洋学資料館に係る入館料などの収納金では、収納して指定金融機関へ払い込むまでの期間が最長7日を要していた。津山市会計規則第24条第1項の規定に基づき、現金を収納したときは収納の日又はその翌日に指定金融機関に払い込むよう適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	収納日の翌日に指定金融機関に払い込むように事務処理を改善した。	

【監査対象課名 文化課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ③	西東三鬼顕彰事業補助金では、令和元年5月13日付けで補助金額72万円を交付決定しているが、令和2年3月31日付けの補助金確定額は48万円であり、補助金の変更申請等の手続きが行われていなかった。津山市補助金等交付規則第7条の2の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	補助金額変更に伴う変更申請について手続を行った。今後は、適正に処理するよう改めた。	

【監査対象課名 文化課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ④	津山文化センター駐車場内の楠の伐採、集積、処分に係る業務委託では、実績報告書に伐採の実施日の記載などがなく、見積時の積算内容も確認できなかった。また、同報告書には受付印の押印がなく、収受票も確認できなかった。実績報告書は業務内容が明確に分かるものとし、同報告書の提出日が分かるように受付印を押印するとともに収受票を作成し、同委託業務の実績の確認をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	実績報告書は、実施日を含めて業務内容が明確に分かるよう、また、報告書に受付印を押すよう是正した。今後は、適正に処理をするよう改めた。	

【監査対象課名 ビジネス農林業推進室】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ①	平成30年7月の機構改革に伴う「あば交流館」の備品の移管では、財務会計システムの物品の異動登録に不備があったため、所管課の備品として登録ができていなかった。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき常に現品と照合し、保管の状況を明らかにされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	所管課の備品として登録を行った。	

【監査対象課名 農業振興課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ①	登録備品のうちパソコン(平成18年度取得)及び農業研修施設の焼却炉(平成元年度取得)の現物が確認できなかった。津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき備品の現在高を確認し、当該備品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	現物の確認ができないものは、使用不能によりすでに廃棄済みであったが、物品不用決定の手続きができていなかったため、改めて手続きを行った。今後は津山市物品会計規則に基づき、適正に事務処理を行う。	

【監査対象課名 農業振興課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ②	市が会計事務を行っている津山市農業士協議会では、収入・支出伝票が作成されていなかった。今後は、各伝票を作成して所定の決裁を経たうえで収入・支出をするよう改められたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	伝票の作成をするよう改めた。	

【監査対象課名 農業振興課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ③	佐良山農業研修施設では、出納員又は分任出納員でない職員がコピー代を現金で収納し、指定金融機関へ払い込んでいた。津山市会計規則第14条の規定に基づき出納員又は分任出納員が現金を収納するとともに、同規則第23条の規定に基づき収納金現金出納簿により収納金の整理をされたい。また、同コピー代は農業研修施設使用料へ歳入しているが、歳入科目は雑入とするよう改められたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	農業研修施設でのコピーサービスを廃止し、現金の収納をしないこととした。また、コピー代の歳入科目は雑入に改めた。	

【監査対象課名 農業振興課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ④	公有財産台帳に登録された建物に係る図面が確認できなかった。津山市公有財産取扱規則第16条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	農機具保管庫は83箇所あり、GISデータで場所等の取得はしている。今回求められたのは平面図であり、適正な管理等について検討中である。	

【監査対象課名 農村整備課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ①	市が会計事務を行っている津山市土地改良区連合協議会では、収入伝票が作成されていなかった。また、出納の帳簿は収入が記載されておらず、収支残高の確認は通帳で行われていた。今後は、収入伝票を作成して収支残高の管理ができるよう帳簿を整理されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	収入伝票、収入残高管理のための出納帳簿ともに、令和2年度会計分から作成して収支管理を行っている。	

【監査対象課名 農村整備課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ②	農業用原材料レミファルトに係る受払簿が作成されていなかった。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき工事用原材料受払簿を備え、常に現品と照合し、保管の状況を明らかにされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	今後、ストックを行うような場合があれば、農業用原材料受払簿により適正に管理するよう周知徹底を図った。	

【監査対象課名 農村整備課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ③	黒木第1キャンプ場に係る行政財産目的外使用許可では、財産活用課へ決裁の合議がされていなかった。津山市公有財産取扱規則第8条の規定に基づきあらかじめ同課に協議するよう適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	令和2年度については、財産活用課の合議を行っている。	

【監査対象課名 農村整備課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ④	小規模ため池補強事業借入償還金補助金は補助金額の確定及び補助事業者への通知がされていなかった。津山市補助金等交付規則第9条の2の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	令和2年度については年度末に、来年度以降は交付決定に併せて補助金額の確定及び通知を行う。	

【監査対象課名 農村整備課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ⑤	農道伐採等業務委託及び水路伐採等業務委託では、契約金額が50万円を超えないため契約書を省略しているが、契約書に代える見積書が徴取されていなかった。津山市契約規則第32条第1項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	今後は緊急を要する場合においても見積書の徴収を徹底する。	

【監査対象課名 農村整備課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ⑥	過年度の災害復旧事業における委託業務では、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を随意契約理由としているが、同条項は緊急の必要により競争入札に付することが出来ない場合に適用するもので、過年度に発生した災害に対する復旧事業の随意契約理由としては適切ではない。今後は、津山市随意契約ガイドラインを参考に適切な随意契約理由を示されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	今後随意契約を行う場合は、ガイドラインに基づいて、適切な理由を適用するよう徹底した。	

【監査対象課名 森林課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ①	平成21年度及び平成22年度に小学校へ設置した木質ペレットストーブ10台は、現在使用されておらず倉庫に保管されたままとなっている。物品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは津山市物品会計規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。また、木材水分計にはラベルなどの標識票の表示がなかった。同規則第29条及び第34条第1項の規定に基づき標識票を表示し、備品台帳との対照点検のうえ保管されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	木質ペレットストーブについて、今後、津山市物品会計規則第17条の規定により、教育委員会から出納員に返還させ、同規則第21条の規定により、津山市が所有又は管理している施設などに譲与又は無償貸与していくこととした。 木材水分計に備品ラベルを添付し、その他保管中の備品も含め、備品台帳と対照しながら点検を実施した。	

【監査対象課名 森林課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ②	公有財産台帳に登録された土地に係る図面などが確認できなかった。また、白髪滝キャンプ場の管理棟は解体撤去され、大ヶ山スカイ愛ランドの一部は売却済みとなっているが、公有財産台帳が整理されていなかった。津山市公有財産取扱規則第16条及び第17条第5項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	白髪滝キャンプ場の管理棟の解体撤去及び大ヶ山スカイ愛ランドの一部売却について、現地確認や公有財産異動報告の手続は完了していたが、副本である土地(建物)台帳に反映されていなかったため、台帳を点検し、整理した。	

【監査対象課名 農業委員会】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ①	農業委員会所有の公印「津山市農業委員会印」及び「津山市農業委員会事務局長印」は備品台帳に登録されていなかった。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	「津山市農業委員会印」及び「津山市農業委員会事務局長印」は備品台帳に登録した。	

【監査対象課名 農業委員会】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ②	農地関係証明手数料では、収納して指定金融機関へ払い込むまでの期間が最長8日を要していた。津山市会計規則第24条第1項の規定に基づき、現金を領収したときは収納の日又はその翌日に指定金融機関に払い込むよう適正な事務処理をされたい。また、収納金現金出納簿は古い様式を使用しており、令和2年4月3日に指定金融機関へ払い込んだ同手数料が誤った払込日で記載されていた。同規則第23条の規定に基づいた収納金現金出納簿を使用し、適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	津山市会計規則第23条の規定に基づいた収納金現金出納簿を使用するように改め、同規則第24条第1項の規定に基づき、適正な事務処理を行うように徹底した。	

【監査対象課名 農業委員会】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ③	農業委員会の会長交際費について、収入・支出伝票が作成されていなかった。今後は、各伝票を作成して所定の決裁を経たうえで収入・支出をするよう改められたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	農業委員会の会長交際費について、収入・支出伝票を作成して所定の決裁を経たうえで収入・支出をするように改めた。	

【監査対象課名 教育総務課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ①	2円切手100枚を平成30年10月18日から10月31日までの期間学校教育課へ貸し出していたが郵便切手受払簿にその貸出の記載がなかった。また、施設整備係管理の郵便切手受払簿の記載残高と実際の郵便切手の保有枚数が一致していなかった。郵便切手受払簿は、津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき常に現品と照合し、保管の状況を明らかにされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	一時的な貸出についても、受払簿に記載するよう対処しています。また、郵便切手受払簿に記載された残高と保有枚数が一致しなかったことについては、記入漏れが原因であったため、使用状況を確認し未記入だったものを記載しており、保有数と簿冊残高は一致しています。	

【監査対象課名 教育総務課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ②	教育総務課から東小学校へ配付した郵便切手は業務終了後鍵のかかる場所で保管されていなかった。また、同課から津山西中学校へ配付した郵便切手は受入が郵券受払簿に記載されておらず、令和2年3月31日現在の記載残高と郵便切手の保有枚数が一致していなかった。郵便切手は業務終了後に鍵のかかる場所で保管し、かつ、郵券受払簿は津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき常に現品と照合し、保管の状況を明らかにされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	郵便切手の保管場所については、市内全校に改めて、連絡し対処を求めています。また、郵券受払簿については、保管の状況が明確となるよう様式を改めました。	

【監査対象課名 教育総務課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ③	登録備品のうちデジタルカメラ(平成元年度取得)など現物の確認ができない備品が複数あった。津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき備品の現在高をもれなく確認し、当該備品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。また、備品台帳では設置場所が機構改革以前の名称のものであったので、現状に沿ったものに修正されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	必要でなくなった備品については、廃棄するなど規則に則り適正に対処しました。設置場所についても、現状に即するよう修正いたしました。	

【監査対象課名 教育総務課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ④	備品台帳では、東小学校は購入から25年以上を経過した暖房器具8台等、津山西中学校では購入から20年以上を経過した暖房器具17台等の登録があった。津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき備品の現在高をもれなく確認し、当該備品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	必要でなくなったり、使用できなくなった備品については、規定に基づき適切に事務処理するよう、東小学校を含め、全ての小中学校に連絡しました。	

【監査対象課名 教育総務課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ⑤	久米総合文化運動公園プールにおいて実施する秀実小学校の水泳指導業務委託の実績報告書には受付印の押印がなく、收受票も確認できなかった。実績報告書の提出日が分かるように受付印を押印するとともに收受票を作成し、同委託業務の実績の確認をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	当該、委託に係る報告書については、提出日の日付で押印し、実績を確認いたしました。今後、提出日が明確となるよう、收受票の作成についても徹底いたします。	

【監査対象課名 教育総務課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ⑥	学校施設使用料免除申請書、学校施設使用料免除決定通知書及び学校施設使用料還付決定通知書中に記載された適用条項は津山市立学校施設使用条例施行規則の内容と一致していなかった。同規則は平成29年に改正されており改正後の内容に基づいたものに修正されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	申請書等に記載された適用条項と、規則上の適用される条項に相違が生じていたことについては、改正後の規定と合致するよう対処しました。	

【監査対象課名 学校教育課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ①	津山市保幼小中人権教育研究協議会補助金は事業費を超えた補助金額が交付されていた。補助金額より事業費が下回った場合には出納閉鎖期日までに精算をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	令和元年度分から、単年度精算に改善しました。	

【監査対象課名 学校教育課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ②	津山市保幼小中人権教育研究協議会補助金及び津山市中学校体育連盟補助金は補助金額の確定及び補助事業者への通知がされていなかった。津山市補助金等交付規則第9条の2の規定に基づき適正な事務処理をされたい。また、両補助金の申請書及び実績報告書には受付印の押印がなく、収受票も確認できなかった。実績報告書の提出日が分かるように受付印を押印するとともに収受票を作成し、両補助金の実績の確認をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	失念していた受付印を押印済みです。 補助金の実績報告を受け、余剰金については返納が完了しています。	

【監査対象課名 学校教育課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ③	第53回中国中学校水泳競技選手権大会ほか10件の大会出場者激励金の前渡資金の精算に36日から38日を要していた。津山市会計規則第59条第1項第2号の規定に基づき支払完了後5日以内に精算されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	判明時点以降、支払い完了後5日以内に精算するよう対応しています。	

【監査対象課名 次世代育成課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

指摘事項 ①	津山市青少年育成指導委員連絡会補助金は事業費を超えた補助金額が交付されていた。補助金額より事業費が下回った場合には出納閉鎖期日までに精算をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	補助金実績報告に添付されていた決算書について当該団体に再確認したところ、決算処理に誤りがあったため、正しい決算書を受理し直し、補助金額と同額の事業費が支出されていることを確認した。今後、実績報告書の適正な確認をするよう徹底した。	

【監査対象課名 次世代育成課】

(監査結果報告日:令和3年3月24日)

<p>指摘事項 ②</p>	<p>鶴山塾の備品のうちビデオデッキは標識票の文字が消えているものや、取得から26年を経過しており現物の確認ができないものがあった。また、同施設の移転に伴う備品の異動では備品台帳に実際には移設していない石灯籠が記載されていた。津山市物品会計規則第29条及び第34条第1項の規定に基づき標識票を表示し、備品台帳との対照点検のうえ保管されたい。また、当該備品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	
<p>区分 (該当に○印)</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置等の内容</p>	<p>今後は廃棄となった際には見直しを必ず行い、毎年3月末には備品現在高を確認します。また、石灯籠については、本年度、旧鶴山塾を取り壊したため、廃棄処理を行います。</p>	